

指定居宅介護支援事業所 運営規程

株式会社 ケアホームなかお
居宅介護支援事業所 かがやき

第1条（事業の目的）

株式会社ケアホームなかおが開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 一 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援する。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- 三 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保健施設などと連携に勤める。

第3条（事業所の名称及び所在地、電話番号等）

- 一 名称 居宅介護支援事業所 かがやき
- 二 所在地 茨城県下妻市中居指 199-1
- 三 電話 0296-49-6071 Fax 0296-49-6072

第4条（事業所の従業者の職種、員数及び職務内容）

- 一 管理者（常勤兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員
介護支援専門員（常勤兼務） 1名
介護支援専門員は申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。
介護支援専門員は、利用者44人に1人を基準として配置する。

- 三 事務員（非常勤兼務） 1名
介護支援専門員の事務作業を担当する。

第5条（事業所の営業日及び営業時間）

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし年始（1/1～1/3）を除く。
- 二 営業時間 月曜日から土曜日 8：00～18：00
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（指定居宅介護支援の内容）

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 居宅サービス事業者との連絡調整
- 三 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- 四 指定介護保健施設との連絡調整
- 五 その他の居宅介護支援業務
- 六 使用する課題分析表は全社協方式とする
- 七 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅や相談室等とする
- 八 サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者宅で行い困難な場合は相談室等で行う
- 九 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、原則として毎月訪問するとともに必要に応じて訪問する

第7条（利用料等）

指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスである時には無料とする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の業務の実施地域は、下妻市、常総市とする。

第9条（緊急時等における対応方法）

介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、事故が発生した場合は必要な措置をとる。また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

第 10 条（苦情を処理するために講ずる措置の概要）

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

相談・苦情受付担当者 1名

相談・苦情解決責任者 管理者とする。

連絡先： 電話 0296-49-6071 Fax 0296-49-6072

第 11 条（非常災害対策）

管理者は、非常災害時には要介護者の安全確保と非常災害対策に努める。また、常時 24 時間連絡が取れる体制を整えておく。

第 12 条（暴力団の排除）

この規程の趣旨と内容は、下妻市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

第 13 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 14 条（その他運営に関する重要事項）

- 一 介護支援専門員の資質向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 四 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておく事とする。
- 五 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する。
- 六 下妻市条例に従い、完結する記録の保存は5年間とする。
- 七 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアホームなかおと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 八 従業員の健康維持増進のために年1回の健康診断を実施する。
- 九 従業員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。

附則 この規定は令和1年 7月1日に作成。令和1年9月1日に施行。

令和4年 2月1日に虐待に関する事項を追加。

令和5年 7月1日に事務員の追加及び、利用数の変更。